

Title	新井誠君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.2 (2005. 2) ,p.93- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050228-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

新井誠君学位請求論文審査報告

議員の免責特権は、イギリスにおける議会政治の伝統の中で形成されてきた不逮捕特権と並ぶ議員の特権であり、各国の憲法においてもほとんど規定されている。日本国憲法でも第五十一条が規定する。

それら各国の憲法における議員免責特権の解釈においては、議員免責特権成立の歴史的事情からイギリスの免責特権論の展開が参照されることが多いが、他方現代の議会政治の下で議員の地位・役割は各国でさまざまな様相を呈している。

今回、新井誠君より提出された博士学位請求論文「フランスにおける議員免責特権の研究」は、そのような事情を踏まえて、日本国憲法第五十一条に規定される国会議員の免責特権をめぐる理解が、これまでイギリスの免責特権に過度に依拠してきたのではないかと疑問を示し、フランスに

おける理論動向への着目の必要性を説くものである。
本論文の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在

第一章 日本における議員免責特権論の特質

第二章 日本における議員免責特権をめぐる学説・判例の新たな展開

第三章 フランスにおける議員免責特権の歴史的・理論的展開

第四章 フランスにおける「議員」と「議院」の特権論

第五章 フランスにおける議員免責特権関連規定の適用範囲をめぐる解釈論

第六章 フランスにおける議員免責特権に関する憲法規定と通常法律規定の関係

第七章 フランス議員免責特権論における「責任」と国家補償—アメリカとの比較

第八章 フランスにおける議員免責特権の憲法的位置づけをめぐる現代的展開—一八八一年法律改正と憲法院違憲判決—

まとめと展望

まず、序章では、議員の免責特権論の比較法的理解にあたってフランスを取り上げる理由として、議員免責特権の

源流がイギリスに発するとしても、その理論的考察にとつてフランスにおける議論が有用であるが、それにもかかわらず、フランスの議員免責特権の研究がこれまでまったく存在しなかったために生じた日本における議員免責特権研究の空隙を埋める必要性を指摘する。具体的には、フランスにおける代表制論の影響、議員免責特権と議院自律権の関係、責任の意味、立法による特権の拡大などの点で、わが国の議員免責特権の研究に資する可能性があることを指摘する。

第一章では、日本における議員免責特権の特色を、明治憲法下および日本国憲法下での展開過程を踏まえて指摘する。まず、明治憲法下では議員免責特権の理論や解釈は、イギリスから直接ではなくドイツの議論を経由してもたらされ、その結果、イギリスにおけるように「議院」の特権としてではなく、「議員」の特権と理解されることになったとする。

そして、そのような理解は、日本国憲法の制定過程において改めて検討を受けることもほとんどないまま維持されることになったという。しかし、一九五五年の第一次国会乱闘事件及び一九五六年の第二次乱闘事件を契機に、議員の職務附随行為が免責特権の保障の範囲に含まれるか、議

院による告発が必要とされるのかなどの点をめぐって、議員免責特権の解釈論が展開されたが、その論議の過程でイギリス的な議院自律権論に基づくフランス的な代表制論の観点から捉える議論が、従来の解釈に対して主張されたが、通説を覆すまでには至らなかったとする。

第二章では、最近の日本における議員免責特権をめぐる新たな議論、すなわち議員免責特権の性格を議員と一般市民との関係としてとらえることにより、どの程度平等原則に対する例外を認めるかという点について述べる。

いま述べた点は、具体的には議院内の議員の発言で名誉毀損等の損害を受けたとする市民が、議員本人や国を相手取り損害賠償を請求しうるができるかという事件を契機として生じた。この事件とその判決をめぐっては、学説上議員免責特権を相対的・制限的に解して一般市民の名誉等を保護しようとする相対的免責説とイギリスの議論を背景にした絶対的免責説の対立が見られるが、そこでの学説の重要な分岐点は「責任」の意味について、絶対的免責説の立場が説明責任や応答責任をも重視するのに対し、相対的免責説が国家賠償法等の制裁責任と解することにあるとする。

第三章では、第一章及び第二章の日本での理解を踏まえ

て、フランスにおける議員免責特権論の歴史及び学說的展開について概観する。

その結果、フランスにおける議員免責特権の特徴として、第一にそれが議員の特権として捉えられ、イギリスとは異なり、議院自律権とは切り離されて理解されていること、第二に国民主権論や代表制論に象徴されるように、フランスでは国家・議会と国民の関係をどのように捉えるかに憲法学の主眼がおかれてきたため、議員免責特権研究も同様な視点から論じられる傾向があったとする。しかし、第二点については、現代における権力分立の性格の変容に伴い、国家・議会と国民との関係から議員免責特権の新たな正当化事由を模索しようとする学説が登場しているとし、その内容と背景が考察されている。

第四章では、第三章で指摘された、フランスにおける議員免責特権研究が、イギリスとは異なり、議員の特権を議院自律特権に基づいて論じられることがみられなかったという点について、フランスの革命期から王政復古の議会史、第三共和制期の学説の分析を踏まえて詳しく検討されている。

その結果、フランスでは歴史的に議員特権と議院自律権とが一種の対抗概念として当初から存在し、また理論的に

はイギリス型の議員免責特権論か著名な憲法学者エスマンによって支持されたにもかかわらず、一般的には免責特権の法的利益の主体は議員と解され、イギリス的な理解はフランスの憲法解釈論には影響を与えてこなかったと指摘する。

第五章では、まずフランスにおいては、議員免責特権に関する規定として憲法上の規定と通常法律である一八八一年ブレスの自由に関する法律の規定が並存していることを指摘する。その上で、議員免責特権に関する規定の適用範囲についての解釈論に触れている。まず、憲法規定に関しては、免責の主体は議員に限定され、また免責される行為は意見や表決に限定されず幅広く解されているとする。これに対して、一八八一年ブレスの自由に関する法律の解釈においては、免責の主体を議員に限定するのか、議員の院内での職務行為とは無関係な文書も免責の対象とするのかをめぐって解釈が争われていたとする。

第六章では、議員免責特権に関する憲法上の規定と一八八一年ブレスの自由に関する法律の規定の関係について、免責の人的範囲の違いをめぐる第三共和制期から現在に至る主要な憲法学説を素材として論じられる。

具体的には、一八八一年ブレスの自由に関する法律第四

一条第一項が、免責の主体についての規定を置かなかったために、フランスではその人的適用範囲をめぐって学説や判例の中には議員以外の者にも及ぶという立場が見られたとする。しかし、そのような状況は一九五六年の破棄院判決によって、憲法上の規定と同様に議員に限定する解釈がとられることになって沈静化するとともに、一八八一年プレススの自由に関する法律第一条第一項も、憲法の範囲内でその存在が認められると解されるようになったと指摘される。

第七章では、議員免責特権論という免責とは、損害賠償や刑罰等の実体的な責任を免除されることを意味するのか、それとも議員が議院内で発言したことが裁判所等で証拠として用いられず、またその裁判への証人としての出頭などの応答責任なども含めて解されるべきなのかという点について、両極に位置するアメリカとフランスとを比較する。

その結果、アメリカではすべての責任を包括すると理解されてきたのに対して、フランスでは議員の発言に関して官吏に国家補償を認めるコンセイユ・デタの判決が下されたこともあり、学説の中には責任概念を類型化して区別し、制裁責任のみを議員に免除するという理解が見られるとする。

第八章では、フランス議員免責特権論の新たな動きが紹介される。フランスでは、近年議会と行政の協働関係を確立するための方策として、議員に対して政府が任務を委嘱する制度が積極的に用いられている。それとの関係で、一九八〇年代後半に、そのような任務についても議員に免責特権を認める「議員特権に関する法律」が制定されたが、ただちにその合憲性が争われ、憲法院は、政府による委嘱任務は議員以外の人物にも委嘱されうるから免責される議員の職務行為ではなく、立法による新たな議員免責制度の創設は平等原則に反するとして、違憲であるとしたことが指摘される。

以上、本論文の構成と各章の概要について見てきた。このことを踏まえて、以下本論文について、その意義と問題点について触れてみることにしたい。

議員免責特権論については、これまで述べてきたように、従来の理解はイギリスで歴史的に議院自律権を確保するという目的から生じ形成されてきた「議会」の特権であるという見方がとられ、それが各国の憲法学において幅広く受け入れられてきた。

これに対して、本論文は、議員免責特権をめぐる理解は各国における歴史的、学説的状况によって異なるものであ

るといふ視点から、フランスにおける議員免責特権の歴史的及び理論的展開について詳細に検討し、その独自性を明らかにすることを目的とするものである。

本論文の意義としては、以下の二点が指摘できる。第一に、最近最高裁でも争われ、議員免責特権をめぐる大きな問題とされる、議員の院内でなした発言の内容が一般市民の名誉を毀損した場合に名誉回復のためにどのような法的救済を図るかという点について、フランスの議論を背景にその理論的根拠を提供しようと試みていることである。

最高裁の判例は、法的救済として国家賠償法の適用の可能性を示唆しているが、議員の免責特権論の本質的理解との関連では、その理論的根拠は明確ではない。この点で、従来議会と他の統治機構との関係を重視し、国家机关間の権限分配の問題として議員の免責特権を捉えようとするイギリスの議論は不適切であるという本論文の指摘は、説得力があるように思われる。

問題は、イギリスに代えて、どの国の議論を比較検討の対象とするかということである。この点で、本論文は、議員免責特権が国民との関係でどのような法的位置づけを持つのかを考察する際に参考となるのは代表制論であるという理解から、これまで基礎理論的な考察が重視されなから、

個別制度としてその検討の機会が少なかったフランスにおける議員免責特権論を格好の素材として取り上げ、学説を第三共和制期にまで遡り、それらについて丹念かつ仔細に検討を加えている。

たしかに、フランスでは、歴史的な事情から議員免責特権については議員の身分保障の観点が重視され、議院自律権との関係は弱く、その結果免責特権は議員の特権として捉えられてきた。また、理論的には、議員免責特権は代表制との結びつきから論じられ、純粹代表制の下では自由委任の制度的保障として法的位置づけが与えられてきた。

このようなフランスにおける議員免責特権規定と代表制論の結びつきはよく知られているものである。本論文は、国民と議員の法的関係に着目する代表制論の議論では、純粹代表、半代表、命令委任へと代表制が発展するという場合に、国民の主権的な意思がどの程度個別の議員に対し法的政治的な影響を及ぼしうるかを基準に、議会統治の発展の度合いを確認する傾向があったとする。その結果、議員に自由な身分を与えることへの不信、すなわち議員特権を高度に保障することへの不安が見られたと指摘する。

フランスの議論においては、いま述べたようなことから議員免責特権と議員自律特権とは別の概念として扱われる

ようになったとし、この点で日本での理解に近いものが示されているとしつつ、議員免責特権論における「責任」の概念の理解については、議員の応答責任と制裁責任が区別して捉えられるようになったとする。

本論文は、このような理解に立って、最近の日本の学説が両者を区別しない英米法的理解に理論的な認識を明確にしないまま与していることに對して、制裁責任をもって責任の概念ととらえるフランスにおける学説理解が、議員免責特権の対象が議院ではなく議員であることを明らかにする点で重要であるとする。この指摘は、今後日本でも検討すべき問題を正確に提示しているということができる。

本論文の第二の意義は、日本の憲法学への寄与が少なからず見られる点である。まず、日本国憲法第五一条の解釈論への寄与としては、従来の通説のように、議院自律権と議員免責特権との結びつきを重視するのではなく、フランスのような議員免責特権を議員の身分保障として位置づけることによって、それを議院と他の機関の権限分配の問題としてではなく、議員と一般市民の関係という文脈の中で、その役割と民主的正当化根拠を問うことができることがあげられる。具体的には、これまで議員の身分に影響を与えるような議員を刑事訴追するために議院の告発を必要とする

るかというような問題点において、意識的あるいは無意識的に議院の自律の観点が重視されていたが、この点について、フランス的な見解によるときは、より民主的な正当化根拠が要求されることが求められるという相違を引き出すことになると思われる。

つぎに、日本国憲法における議員免責特権の解釈論において見られる、免除される「責任」の理解に関しても、応答責任と制裁責任というように責任概念を区分するフランスに見られる理解をとることによって、議員の院内での発言により名誉を侵害された場合の名誉回復のあり方について、理論的により明瞭な形で整理することができると可能性をもたすものと言うことができる。

さらに、本論文の寄与としては、今後の日本における改革の過程の中で、行政権と議会との協働が強く謳われ、その中で議員への免責特権の附与を定める法律が仮に制定された場合に、その合憲性をどのような観点からどのような理由に基づいて判断すべきかという、現代の立憲主義の抱える問題の一つに、重要な示唆を与えることをあげることができる。この点について、本論文が、フランスでは、憲法院が、第五共和制憲法第二六条第一項の現在の通説的解釈の枠を超える新たな免責付与を議会による通常法律の改

正のみで行うことは、憲法の平等原則の枠を超え違憲であると判示し、それによって消極的ではあるが、免責の範囲の内容を決定する権限を裁判所が有することを示すとともに、憲法院が、憲法優位のスタンスに拠りながら、自らの審査を伝統的には議院権限とされてきた議員免責特権の諸規定の解釈権までに広げたと指摘していることは、今後の研究にとって有益な示唆になると考えられる。

以上、本論文の意義について述べてきたが、本論文にも問題点がないわけではない。まず、本論文は、これまでの議員免責特権の比較憲法的考察が英米に偏っているとして、フランスの議論を研究の対象として取り上げている。たしかに、イギリス的理解による伝統的な議員免責特権論が、議員と一般市民の関係という観点から議員免責特権を理解する上で不十分なものとなりつつあり、イギリス以外の国における議員免責特権論の研究が、各国における立憲的な制度の受容と現代の変容という観点からなされる必要があるといえる。ただ、そのような理解からすれば、イギリスとアメリカを同様に捉えることも困難なように思われる。実際、日本の有力な学説は、議員の発言による一般市民の名誉毀損に関連して、その考察の糸口をアメリカに求めているのである。同様な観点から、なぜドイツではなくフラ

ンスなのかという指摘もなされる可能性が存在しよう。

もっとも、この点については、フランスが議員免責特権について、一般的普遍的な議論を展開しているとすれば、そこに比較法研究の対象として重要性を帯びてくることになる。本論文は、その点について、フランスの学説を第三共和制期から現代まで幅広く狩猟し、代表制論との結び付きを重視した新しい見解の手がかりを提供しているように思われるが、その見解を本格的に構成するにはまだ至っていない。

さらに、本論文全体を通じて見られるやや控えめな叙述は、現代立憲主義の下で議員免責特権を今後憲法との関係でどのようにとらえるべきかについて随所でなされている指摘の価値を少なからず減じているように思われる。

以上要するに、本論文は、近年国民の名誉権等の調整が必要であるとともに指摘されつつある議員免責特権という主題に関して、フランスの代表制論の各論的課題として見るることによって詳細な検討を加えたものであり、フランス憲法学の特徴である代表制論に基づいて議員と一般市民との関係から議員免責特権を捉える見方は、これまでにない斬新なものであって大いに評価でき、今後の理論的発展が期待されるといえる。また、その研究にあたっては、フラ

ンスの第三共和制期から現代にいたる主要な憲法学者の見解が網羅的に収集・検討されていることも十分賞賛に値する。通読すると、叙述の点で若干抑制的な点が気になるが、それはいうまでもなく、瑕瑾なものにとどまり、本研究の優れた価値をいささかも損なうものではない。

よって、われわれ審査員一同、本論文を博士学位(法学、慶應義塾大学)を与えるに値するものと認める次第である。

二〇〇四年一月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	大沢 秀介
副査	慶應義塾常任理事 慶應義塾大学法学部教授	田中 俊郎
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	小林 節

岩村正史君学位請求論文審査報告

岩村正史君提出の博士学位請求論文『戦前日本人のナチス・ドイツ観』の構成は、以下の通りである。

問題の所在

第1部 大新聞の対独論調

第1章 ナチス政権誕生以降の対独報道姿勢

第1節 はじめに

第2節 独裁政治への批判的姿勢

第3節 ドイツの対外政策への理解

第4節 日独提携賛同論と批判論

第5節 日独伊防共協定への支持

第6節 おわりに

第2章 日中戦争下の親独機運

第1節 はじめに

第2節 膨張するドイツへの好意的論調

第3節 学ぶべき国としての対独イメージ

第4節 親独メディア・イベントの開催